

## [事案 2021-25] 災害入院給付金支払請求

・令和3年11月24日 裁定終了

### <事案の概要>

院内感染により新型コロナウイルス感染症に罹患したため、長期入院を余儀なくされたこと等を理由に、災害入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

慢性閉塞性肺疾患により、令和2年8月に入院（入院①）し、その後同年10月に再び入院（入院②）したため、平成28年4月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、疾病入院給付金の支払限度（60日）に達したことを理由に、入院②の一部の疾病入院給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院②について災害入院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院②では、病院で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したため退院が許されず、自分も新型コロナウイルス感染症に罹患したため、入院を継続せざるを得なくなった。これは「災害」「人災」であり、通常の病気とは分けて取り扱い、災害入院給付金を支払うべきである。
- (2)保険会社のパンフレットでは、2回の入院の取扱いについて、肺炎と骨折、肺炎と肺がんの例を記載しているが、それぞれの発病の間隔が20日間であるものの、60日間の限度を超えて支給されている。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)新型コロナウイルス感染症に罹患して退院できなくなったとしても、新型コロナウイルスの感染は疾病であることから、疾病入院給付金の対象となり、災害入院給付金を支払うことはできない。
- (2)入院②は、入院①の退院日の翌日から起算して180日以内に開始しているため、入院①および②は約款上1回の入院として取り扱われ、本件では、入院①につき39日分、入院②につき21日分の疾病入院給付金を支払っており、給付限度（60日）に達している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、入院②について災害入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。